

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 22 日

各都道府県
新型コロナウイルス感染症対策担当部局 御中

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

ワクチン・検査パッケージ制度の登録対象でない飲食店及びイベント主催者が
抗原定性検査を実施する場合における取扱について

「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部）（以下「制度要綱」という。）において、飲食店及びイベント主催者等の事業者は、行動制限の緩和の適用を受ける場合には都道府県に登録することとしており、その上で、利用者に対して抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」（令和 3 年 11 月 19 日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）（以下「実施要綱」という。）に従い適切に実施することとしている。この実施要綱においては、飲食店及びイベント主催者等の事業者が医薬品卸売販売事業者から抗原定性検査キットを入手する場合には、実施要綱の別紙 2 の「ワクチン・検査パッケージ制度等における抗原定性検査を使用した検査実施体制に関する確認書」（以下「確認書」という。）を同卸売販売事業者に提出することとしている。

今般、制度要綱に定める行動制限の緩和の適用を受ける旨の都道府県への登録の対象とならない飲食店（都道府県の第三者認証を取得していない店舗を指す。以下「登録対象外飲食店」という。）及びイベント主催者（参加人数が 5,000 人以下又は収容率 50%以下（※）である、「イベント開催等における感染防止安全計画等について」（令和 3 年 11 月 19 日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）に基づく感染防止安全計画の策定の対象とならないイベントの主催者を指す。以下「登録対象外イベント主催者」という。）が、医薬品卸売販売事業者から抗原定性検査キットを入手し、利用者に対して抗原定性検査を実施する場合の取扱を下記のとおり示すので、所管団体等に周知いただきたい。

（※）緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては、5,000 人以下

記

(1) 登録対象外飲食店

医薬品卸売販売事業者から抗原定性検査キットを入手し、利用者に対して抗原定性検査を実施する場合には、以下の①及び②の両方を満たすこと。

- ① 登録対象外飲食店については、「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その2）」（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官・農林水産省大臣官房審議官事務連絡）に定める（1）から（4）までの必須項目を満たしていること。
- ② 実施要綱の別紙2の確認書を医薬品卸売販売事業者に提出し、実施要綱に定めるところに従い、適切に検査を実施すること。

(2) 登録対象外イベント主催者

医薬品卸売販売事業者から抗原定性検査キットを入手し、利用者に対して抗原定性検査を実施する場合には、以下の①及び②の両方を満たすこと。

- ① 登録対象外イベント主催者については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて」（令和3年12月22日内閣府地方創生推進室・内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）に基づき、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の対象事業の実施事業者として都道府県に登録を行うこと。
- ② 実施要綱の別紙2の確認書を医薬品卸売販売事業者に提出し、実施要綱に定めるところに従い、適切に検査を実施すること。

ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱

令和 3 年 11 月 19 日

(令和 3 年 12 月 22 日一部改正)

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

「ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部）」に基づき、抗原定性検査を実施する場合の詳細・留意点を以下に示すので、飲食店やイベント主催者等の事業者（以下「事業者」）等は、抗原定性検査の実施に当たっては、これに基づき適切に実施すること。

1. 実施に向けた事前準備

- 事業者等は、本人の同意を得た上で、検査を管理する者（検査管理者）を定め、抗原定性検査キット等による抗原定性検査を実施するに当たって、必要な検体の採取、判定の方法、その他の注意事項に関する研修を受けさせ、研修の受講を確認すること。
- 研修については、厚生労働省が以下の HP で公開する WEB 教材（「ガイドライン」及び「理解度確認テスト」）を学習すること。

【研修資料】

- ・ 医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
- ・ 理解度確認テスト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

- 受検者の検査結果が陽性となった場合に備えて、紹介先として受診可能な医療機関（新型コロナウイルス感染症の診断・治療・検査を行う医療機関）又は受診・相談センターを把握し、受検者の移動手段など事前に対応を決めておくこと。
- 抗原定性検査キットを用いる場合は薬事承認されたもの（別紙 1 参照）を必ず用いること。
- 検体採取等に用いる資材等は、添付文書等に記載された方法に基づき適切に保管すること。また、あらかじめ製品の使用期限も確認しておくこと。
- 医薬品卸売販売業者から抗原定性検査キットを入手する場合は、確認書（別紙 2）を同卸売販売業者に提出すること。
- 薬事承認された抗原定性検査キットを販売できるのは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく許可を受けた者に限られるため、事業者等は購入した抗原定性検査キット

を転売できないことに十分留意すること。

2. 抗原定性検査キットを利用した検査の実施

<検体採取の方法>

- 受検者に対し、身分証明書等で本人確認を行うこと。
- 抗原定性検査キットによる検体採取方法には、鼻腔検体を採取するものと、鼻咽頭検体を採取するものの2つの方法があるが、鼻咽頭検体の自己採取は危険であることから実施しないこと。必ず、鼻腔検体を受検者自らが採取すること。
※各製品の説明書には2つの方法が記載されているが、必ず鼻腔検体の採取方法を確認すること。
- 検体採取に当たっては、必ず、1. の研修を受けた検査管理者が立ち会い、その管理下において行うこと。
- 検体採取の標準的な方法は別紙3のとおりであるが、操作の詳細は、製品によって異なるので、使用前に必ず各製品の説明書をよく確認し理解した上で、正しく行うこと。
※立ち会いについては、研修を受けた検査管理者がオンラインで受検者の検体採取を確認することも可。
- 受検者に対し、検体採取前及び終了後に手指消毒を求めるなど、適切な感染対策を求めること。

<立ち会う者の感染対策>

- 検体採取に立ち会う検査管理者は、受検者から飛沫を浴びないようにするなど、感染症対策にも留意し、受検者との間に十分な距離（目安2メートル）を確保するか、ガラス窓のある壁等により隔たりを設けた上で、サージカルマスク又は不織布マスク及び手袋の着用等による防護措置を講じること。

<検査の実施場所等>

- 検査の実施場所については、受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。また、イベント会場で実施する場合など、複数の受検者が同時に検査を実施する場合もあることを踏まえ、一定の広さを確保することや、受検者のプライバシーにも配慮すること。
- 検査の実施場所は、十分な照明を確保するとともに、換気を適切に行うこと。
- 受検者の飛沫が付いたおそれのある壁、机、パーティション等がある場合には、検査終了後、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(※)の「3. モノに付着したウイルス対策」を参照の上、適切に消毒を行うこと。

※https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

- 検体採取に当たり使用した資材（綿棒、チューブ等を含む）については、受検

者自らが受検者毎に袋にいれ、封を行うことを基本とすること。

- 使用済みキット等の廃棄に当たっては、各製品の説明書を参照するとともに、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をすること、ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入れること等、散乱しないように留意すること。その他の廃棄の方法等については、自治体や廃棄物処理業者に確認すること。

<その他>

- イベント等に遠方から参加する利用者については、移動前に PCR 検査等を受検することが推奨されるので、事業者等は、その旨、利用者に適切に周知すること。

3. 検査の結果判断やその後の対応

<検査結果の読み取り>

- 抗原定性検査キットによる検査の結果は、キットの外表部における縦線上の反応の有無によって表示される。詳細は、製品によって異なるので、使用前に各製品の説明書を必ず確認し、結果の確認は、必ず、研修を受けた検査管理者が行うこと。
※ 研修を受けた検査管理者がオンラインで結果を確認することも可。
- ただし、この検査結果は、あくまでもワクチン・検査パッケージ制度においてのみ用いられるものであり、受検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかの診断結果を示すものではないこと。

<検査結果が陽性だった場合>

- 陽性判明した受検者については、イベント等への参加や飲食店等に入店させず（※）、医療機関又は受診・相談センターを紹介するなどして、受診につなげるよう、必ず促すこと。
- また、受診させる場合の移動については、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関を避けるよう案内することなど、前もって対応を決めておくこと。
※ 陽性判明した受検者は参加・入店できないことをあらかじめ利用者に周知するとともに、その場合のキャンセル料やチケットの払い戻し等の取扱についてもあらかじめ定め、周知しておくことが望ましい。

<検査結果が陰性だった場合>

- 陰性だった場合には、次の事項を記載した結果通知書を発行すること。
 - ・ 受検者氏名
 - ・ 陰性である旨

- ・ 使用した検査キットの製品名
- ・ 検査日
- ・ 事業所名
- ・ 検査に立ち会い結果を判読した検査管理者の氏名
- ・ 有効期限

- イベント等の開催場所において、当日の抗原定性検査を行い、事業者自らがその場で利用者の検査結果の陰性を確認し、入場させるためにのみ用いる等の場合には、必ずしも結果通知書の発行は要しないこと。ただし、検査結果の陰性を確認した者であることが分かるよう、必要な工夫を行うこと。
- また、陰性であった受検者には、別紙 4 を配布するなどして、その検査結果が感染している可能性を否定しているものではないことを伝えとともに、引き続き感染予防策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気）を徹底させること。

(別紙 1)

承認済みのキット一覧<令和3年11月8日時点>

	企業名	製品名
1	富士レボ (株)	エスプライン SARS-CoV-2
2	デンカ (株)	クイックナビ- COVID19 Ag
3	(株) タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2 キャピリア SARS-CoV-2
4	アボット ダイアグノスティクス メディカル (株)	Panbio COVID-19 Antigen ラピッドテスト
5	アドテック (株)	プロラスト SARS-CoV-2 Ag アドテスト SARS-CoV-2
6	ロシュ・ダイアグノスティクス (株)	SARS-CoV-2 ラピッド抗原テスト
7	富士フイルム (株)	富士ドライケム IMMUNO AG ハンディ COVID-19 Ag
8	アルフレッサ ファーマ (株)	アルソニック COVID-19 Ag
9	コージンバイオ (株)	KBM ラインチェック nCoV (スティックタイプ)
10	東洋紡 (株)	イムノアロー SARS-CoV-2
11	ロート製薬株式会社	チェックMR-COV19 ドゥーテストCOV19
12	積水メディカル株式会社	ラピッドテスト SARS-CoV-2
13	(株) マルコム	スタンダードQ COVID-19 Ag
14	セルスペクト (株)	クオンパスCOVID-19抗原検査キット
15	(株) ニチレイバイオサイエンス	イムノファイン SARS-CoV-2
16	(株) タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2 II キャピリア SARS-CoV-2 II

※ 最新の情報は、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報」を確認すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

ただし、インフルエンザウイルスと同時検出可能な製品は除く。

(別紙2)

ワクチン・検査パッケージ制度等における
抗原定性検査を使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検体採取に立ち会う検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
- ② 都道府県の第三者認証を取得しています。又は、「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その2）」（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長他連名事務連絡）に定める（1）から（4）までの必須項目を満たしています。
- ③ 抗原定性検査の結果が陽性となった場合に紹介先として受診可能な医療機関（新型コロナウイルス感染症の診断・治療・検査を行う医療機関）又は「受診・相談センター」を把握しておくなど事前に対応を決めています。
- ④ 購入する抗原定性検査キットは、他者に転売しません。
- ⑤ 抗原定性検査は、研修を受けた検査管理者の立ち会い・管理下において、ワクチン検査パッケージ制度等の利用者に対して実施します。
- ⑥ 抗原定性検査の検査結果は、ワクチン・検査パッケージ制度等における検査結果の確認の目的のみに使用し、新型コロナウイルス感染症の診断目的として使用しません。
- ⑦ 検査結果が陽性だった者には、直ちに医療機関又は「受診・相談センター」を紹介するなどして、受診を促します。

以上①から⑦まで（②は飲食店に限る。）について間違いのないことを確認しました。

☐ 確認日：令和 年 月 日

☐ 確認者（抗原定性検査キット等購入者）：株式会社〇〇〇〇

☐ 確認者の住所：〇〇県〇〇市〇〇

☐ 確認者が法人である場合には責任者の役職及び氏名

役職：（例） 氏名：〇〇〇〇

☐ 担当者の氏名と連絡先電話番号

氏名：〇〇〇〇 連絡先電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

☐ 購入予定数：●●●●個

☐ 検査結果が陽性となった者に紹介する医療機関※又は受診・相談センターの名称
〇〇〇〇診療所（住所：〇〇県〇〇市〇〇）／〇〇〇〇受診・相談センター

☐ 検査結果が陽性となった者に紹介する医療機関※又は受診・相談センターの電話番号：
〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※医療機関名を記載する場合は、あらかじめ医療機関の了解を得た上で記入してください。

(別紙 3)

(必ず、鼻腔検体を採取してください)

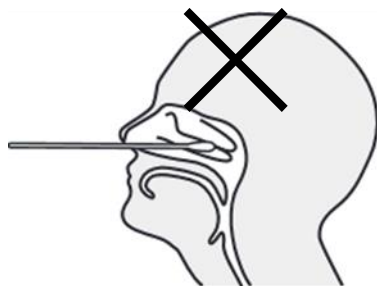
鼻腔ぬぐい液採取



- ① キット付属の綿棒を鼻腔入り口から 2 cm 程度、粘膜部分をぬぐうようにしてゆっくり挿入します。
- ② 挿入後、綿棒を 5 回程度ゆっくり回転させます。
- ③ 挿入した部位で 5 秒程度静置し、綿球を十分湿らせた後、先端が他の部位に触れないようにそっと引き抜きます。
- ④ 採取した綿棒を所定の容器へ入れます。

(自ら鼻咽頭検体を採取するのは危険ですので、しないでください)

鼻咽頭ぬぐい液採取



検査の結果が陰性の皆様へ

- ・今回の検査結果は、抗原定性検査の性質上、「本検査においては、あなたが新型コロナウイルスに感染していることは確認できなかった」ということを示しており、感染している可能性が否定されたわけではないことに留意してください。
- ・この後も、「マスク着用」、「手洗い・手指消毒」、「三密の回避」など、基本的な感染防止を続けてください。
- ・もし、体調が悪くなった場合には、かかりつけ医を受診するか、お住いの都道府県に設置された受診・相談センターに相談してください。

受診・相談センター一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

ワクチン・検査パッケージ制度の実施に係る留意事項等について

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が改定されるとともに、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和 3 年 11 月 19 日）（以下「制度要綱」という。）が取りまとめられた。

これを受け、都道府県において、ワクチン・検査パッケージを活用して行動制限の緩和を実施する場合の留意事項等を下記のとおり示すので、所管団体等に周知するとともに、遺漏なきよう対応いただきたい。

記

1. ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受ける事業者の登録等

- （１）制度要綱の 2.（２）において、行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者（飲食店やイベント主催者等の事業者。以下同じ。）は別に定めるところにより、ワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨を都道府県に登録することとしている。

飲食店については、「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その 2）」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス等感染症対策推進室）の定めるところにより、イベント主催者等については、「イベント開催等における感染防止安全計画等について」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス等感染症対策推進室）に定めるところにより、ワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨を都道府県に登録すること。

飲食を主として業としていないカラオケ店については、「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その 2）」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス等感染症対策推進室）に定めるところを準用して、ワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨を都道府県に登録すること。

- （２）登録については、準備が整った都道府県から開始することとし、事業者が制限緩和の適用を受ける前までに行えばよいこと。

- (3) 都道府県においては、利用者が、ワクチン・検査パッケージ制度による行動制限の緩和が適用される飲食店及びカラオケ店であることが分かるよう、登録した飲食店及びカラオケ店の一覧をホームページ等で公表するとともに、ステッカー等を飲食店及びカラオケ店に配布して掲示するなどの工夫を図られたい。参考までに、ステッカーの一例として、別添 1 を示すので、必要に応じて活用されたい。
- (4) 今後、事業者の登録状況について、都道府県において集計の上、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室に報告を求めることとしているので、あらかじめご承知おきいただきたい。

2. ワクチン・検査パッケージ制度の適用範囲

- (1) ワクチン・検査パッケージ制度の適用による行動制限の緩和の具体的内容は、基本的対処方針及び制度要綱別紙のとおりであるが、飲食、イベント、移動及びカラオケにおいて行動制限を緩和する場合の留意事項は以下のとおりであること。

【飲食】

- ・事業者は、第三者認証制度の適用店（以下「認証店」という。）において、同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食を行わせる場合には、当該 5 人以上の利用者全員のワクチン接種歴又は検査結果の陰性を確認すること。
- ・同一グループの同一テーブルでの 4 人以下での会食の場合には、ワクチン・検査パッケージ制度においては、ワクチン接種歴又は検査結果の陰性の確認を求めるものではないこと。

【イベント】

- ・事業者は、定められた人数上限（緊急事態措置区域においては 1 万人、重点措置区域においては 2 万人）を超える範囲の入場者について、ワクチン接種歴又は検査結果の陰性を確認すること。
- ・人数上限までの入場者については、ワクチン・検査パッケージ制度においては、ワクチン接種歴又は検査結果の陰性の確認を求めるものではないこと。
- ・感染防止安全計画に関する事項については、「イベント開催等における感染防止安全計画等について」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス等感染症対策推進室）を参照されたい。

【移動】

- ・不要不急の都道府県をまたぐ移動については、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、国として自粛要請の対象に含めないこととしているが、これは、ワクチン接種済者又は検査結果が陰性の者は自粛要請の対象に含まれないという趣旨であり、個人が都道府県をまたぐ移動を行う際に事業者がワクチン接種歴又は検査結果の陰性を確認するものではないこと。ただし、ツアーや宿泊施

設へのワクチン・検査パッケージ制度の適用の詳細については、観光庁において別に定めるとされており、これによること。

- ・学校行事（修学旅行等）は、基本的に外出や移動の制限の対象外であること。

【カラオケ】

- ・ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、認証店及び飲食を主として業としていないカラオケ店について、緊急事態措置区域において、カラオケ設備を提供する場合には、来店者全員のワクチン接種歴又は検査結果の陰性を確認すること。

- (2) 都道府県知事の判断により、都道府県独自の行動制限を伴う要請を行う場合に、当該行動制限を緩和する方策として、ワクチン・検査パッケージを用いることは差し支えないこと。

3. ワクチン接種歴・検査の確認内容・方法

ワクチン接種歴・検査の確認内容・方法については、制度要綱5. に示したとおりであるが、以下の点に留意すること。

(1) ワクチン接種歴

- ・ 外国政府等の発行した接種証明については、外務省海外安全 HP に記載されている海外から日本への入国に際し有効と認められている国・地域の政府等公的な機関で発行された証明書であること。今後、水際対策における取扱等を踏まえて、変更になる可能性があるので留意すること。
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.html
- ・ また、制度要綱5. (1) では、氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、接種日、接種回数が日本語又は英語表記されたものに限るとしているが、日本語又は英語の翻訳が付されたものでも差し支えないこと。なお、外国政府等の発行した接種証明の一例を別添2に示す。
- ・ ワクチン接種証明書については、年内に、デジタル化されることとなっており、スマートフォン上で専用アプリからマイナンバーカードによる本人確認の上で申請・取得することが可能になる予定である。デジタル化に合わせて、ワクチン接種証明書を海外渡航用だけでなく、国内での活用が進むと見込まれるところ、ワクチン接種証明書をスマートフォンの画面上で確認することなどにより、ワクチン接種歴を確認できるようにする予定であること。
- ・ 制度要綱5. (1) ①「接種記録書等」について、自治体又は民間事業者等が開発したワクチン接種歴等の確認を可能とするアプリの取扱いの詳細は追って示すこと。

(2) 検査結果

i) 全般的事項

- ・ 12 歳未満の児童の本人確認や年齢確認については、健康保険証等や自己申告、保護者の申告によることも差し支えないこと。
- ・ また、6 歳以上～12 歳未満の児童については、検査による陰性を確認することとしているが、当該児童は、当日の抗原定性検査を行うことが技術的に難しい場合もあるため、可能な限り、事前の PCR 検査等を受検すること。
- ・ イベント等に遠方から参加する利用者については、移動前に PCR 検査等を受検することが推奨されるので、その旨、事業者及び利用者に適切に周知いただきたいこと。
- ・ 検査結果通知書について、様式を別添 3 のとおり示すので、都道府県においては、管内の医療機関、衛生検査所等又は事業者に対し周知いただきたいこと。

ii) PCR 検査等の検査結果の確認

- ・ 制度要綱 5. (2) i) にある医療機関又は衛生検査所等については、厚生労働省が「自費検査を提供する検査機関一覧」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html)
として公表している検査機関が推奨されること。
- ・ 「薬事承認等されたもの」とは、以下に示された検査試薬を指す。
 - ・ 「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」
<https://www.niid.go.jp/niid/images/lab-manual/2019-nCoV20200319.pdf>
 - ・ 「臨床検体を用いた評価結果が取得された 2019-nCoV 遺伝子検査方法について」
<https://www.niid.go.jp/niid/images/lab-manual/2019-nCoV-17-current.pdf>
 - ・ 体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出 (COVID-19 の診断又は診断の補助) を目的として薬事承認されたもの
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

iii) 抗原定性検査の検査結果の確認

- ・ 事業者は、抗原定性検査を実施する場合には、制度要綱及び「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱 (令和 3 年 11 月 19 日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室)」に従い適切に実施すること。
- ・ 事業者は、当日の抗原定性検査により陽性判明した者は参加・入店できないことをあらかじめ利用者に周知するとともに、その場合のキャンセル料やチケットの払い戻し等の取扱についてもあらかじめ定め、周知しておくことが望ましいこと。

4. その他

- (1) ワクチン・検査パッケージ制度における検査の費用の取扱については、別に定めるところによること。
- (2) その他運用に係る留意事項等は、「ワクチン・検査パッケージ制度に関する質疑

応答集（Q&A）」を参照すること。なお、質疑応答集は適宜更新を予定している。

別添 1 ワクチン・検査パッケージ ステッカー例

【例 1】



【例 2】



別添 2 外国政府等の発行した接種証明書の例

(1) 米国CDCが発行するCDCカード

COVID-19 Vaccination Record Card

Please keep this record card, which includes medical information about the vaccines you have received.

Por favor, guarde esta tarjeta de registro, que incluye información médica sobre las vacunas que ha recibido.



Last Name		First Name	MI
Date of birth		Patient number (medical record or IIS record number)	
Vaccine	Product Name/Manufacturer Lot Number	Date	Healthcare Professional or Clinic Site
1 st Dose COVID-19		mm / dd / yy	
2 nd Dose COVID-19		mm / dd / yy	
Other		mm / dd / yy	
Other		mm / dd / yy	

(2) 英国NHSで発行されるワクチン接種証明書

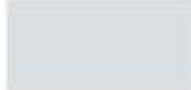


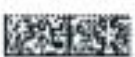
URN:UVCI:01:GB:162133320000001FA90E040

Your unique reference
This is to confirm your COVID-19 vaccination record



Emmanuelle Corrington Whittington-Cunningham
8888 Northumberland-Pembrokeshire Gardens
High Wycombe
Buckinghamshire
HP20 1UA





310601/0000001

27 May 2021

Coronavirus (COVID-19) vaccination confirmation: two doses received
This document is important. Keep it safe. It proves that you have been vaccinated.

Name: **Name, Sample**
Date of birth: **01 January 1946**

Your NHS record now shows you have received two doses of the **COVID-19 vaccine AstraZeneca**.

Dose 1		Dose 2	
Date	02 February 2021	Date	20 April 2021
Vaccine manufacturer	AstraZeneca AB	Vaccine manufacturer	AstraZeneca AB
Disease targeted	COVID-19	Disease targeted	COVID-19
Vaccine product	Vaxzevria	Vaccine product	Vaxzevria
Vaccine / prophylaxis	SARS-CoV-2 antigen	Vaccine / prophylaxis	SARS-CoV-2 antigen
Batch	XX XXXX XXXX	Batch	XX XXXX XXXX
Country of vaccination	GB	Country of vaccination	GB
Administering centre	University Hospital of Sample Town	Administering centre	University Hospital of Sample Town

Find out about COVID-19 symptoms, testing, vaccination and self-isolation on the NHS website: www.nhs.uk/coronavirus

Data Protection: The Department for Health and Social Care is acting as the Data Controller and is responsible for processing your personal data for the purposes of the COVID-19 Status Programme. To find out more, you can access our Privacy Notice at: <https://www.gov.uk/government/publications/dhsc-privacy-notice> or search for "DHSC Status Privacy Notice" in your website browser.

0600001

9

(4) シンガポールで発行されるワクチンレポート



MINISTRY OF HEALTH
SINGAPORE

VACCINATION 

COVID-19 VACCINATION REPORT

LIM SOON HUAT

S xxxx 886H



Vaccinated

Effective from 14 Jun 2021

COVID-19 PFIZER-BIONTECH / COMIRNATY (A-COV)

31 MAY 2021

BATCH NO.: EY4825

RAFFLES MEDICAL VACCINATION CENTRE - TECK GHEE CC
SINGAPORE

10 MAY 2021

BATCH NO.: ET6924

RAFFLES MEDICAL VACCINATION CENTRE - TECK GHEE CC
SINGAPORE

All doses of the COVID-19 vaccine must be completed to achieve the best possible protection, and for the protection to be as long-lasting as possible. The vaccine has been assessed to be safe for use. However, just like other vaccines, you may experience some side effects such as headache, body aches, tiredness and soreness at the injection site, or fever. These usually go better after 1-3 days and may be a sign that your immune system is making a protective response against COVID-19. The vaccination records are derived from the computerised records of the National Immunisation Registry. This report is for your personal record only. To obtain an official vaccination certificate, please visit www.notarise.gov.sg

Generated On: 17 JUL 2021 16:24:38

Page 1 of 1



別添 3

検査結果通知書

- ・ この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。
- ・ 入店・入場等の際に、身分証明書とともに提示してください。
- ・ 本通知書における検査結果は、新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断結果を示すものではありません。

陽性の方は、入場・入店等できません。速やかに医療機関を受診してください。

☐ 受検者氏名 _____（フリガナ _____）

☐ 検体採取日※¹ 2021 年 ____ 月 ____ 日

☐ 検査結果 陰性 ・ 陽性 ・ 判定不能※²

☐ 有効期限※³ 2021 年 ____ 月 ____ 日

☐ 検査方法 PCR 検査等 ・ 抗原定量検査 ・ 抗原定性検査

☐ 検体 唾液 ・ 鼻腔ぬぐい液 ・ 鼻咽頭ぬぐい液

☐ 使用した検査試薬又は検査キット名 _____

※¹ 検査日のみが見える場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。

※² 判定不能は陰性として取り扱うことはできないため、再度の検査を受けてください。その際、適宜検査の申込みをした事業者等にご相談ください。

※³ 有効期限：PCR 検査等は採取日＋3 日、抗原定性検査は検査日＋1 日

☐ 事業所名（又は検査所名）※⁴ _____

☐ 検査管理者氏名 _____

※⁴ PCR 検査等・抗原定量検査の場合は、検査分析を行った検査所名を記載。

【陽性の場合】

☐ _____ 医療機関を受診してください。

☐ _____ 受診・相談センターに電話し受診先について相談してください
電話番号 _____

(紙で発行する場合の記載例)

検査結果通知書

- ・ この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。
- ・ 入店・入場等の際に、身分証明書とともに提示してください。
- ・ 本通知書における検査結果は、新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断結果を示すものではありません。

陽性の方は、入場・入店等できません。速やかに医療機関を受診してください。

□ 受検者氏名 ○○ ○○ (フリガナ ○○ ○○)

□ 検体採取日※¹ 2021 年○月○日

□ 検査結果 陰性 ・ 陽性 ・ 判定不能※²

□ 有効期限※³ 2021 年○月○日

□ 検査方法 PCR 検査等 ・ 抗原定量検査 ・ 抗原定性検査

□ 検体 唾液 ・ 鼻腔ぬぐい液 ・ 鼻咽頭ぬぐい液

□ 使用した検査試薬又は検査キット名 ○○ ○○

※¹ 検査日のみが見える場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。

※² 判定不能は陰性として取り扱うことはできないため、再度の検査を受けてください。その際、適宜検査の申込みをした事業者等にご相談ください。

※³ 有効期限：PCR 検査等は採取日＋3 日、抗原定性検査は検査日＋1 日

□ 事業所名（又は検査所名）※⁴ ○○ ○○

□ 検査管理者氏名 ○○ ○○

※⁴ PCR 検査等・抗原定量検査の場合は、検査分析を行った検査所名を記載。

【陽性の場合】

□ 医療機関を受診してください。

☒ ○○ 受診・相談センターに電話し受診先について相談してください

電話番号 03 - ×××× - ××××